

第十四号

徳島県地域医療再生基金条例の廃止について

徳島県地域医療再生基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地域医療再生基金条例を廃止する条例

徳島県地域医療再生基金条例（平成二十一年徳島県条例第八十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域医療再生臨時特例交付金の対象事業が終了したことに伴い、徳島県地域医療再生基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。